

## 構造適合性判定における追加説明書の事前審査(試行)について

[ 指定構造計算適合性判定機関 ]

(財)石川県建築住宅総合センター

建築確認申請の際に要する構造計算適合性判定について、設計者の負担軽減や業務の円滑化等のため、追加説明書(指摘事項等に対する回答)の事前審査を受けることができることとします。

### 【 追加説明書の事前審査方法(試行) 】

①設計者が希望する場合(全てではない)は、指摘事項等に対する回答を、主事に提出する前に適判機関に提出(書面)し、追加説明書の事前審査を受けることができる。

・回答は、建築主事等へ提出するものと同様のものを作成すること  
(事前審査用の省略版としないこと)

・事前審査依頼は、回答締め切りの原則2週間前までとする

②適判機関は追加説明書の事前審査を行い、判定員のコメントを付して設計者等に返す。

・審査には数日を要するため、回答期日は従前より1週間程度延長する。

・当センターから、コメントの写しを建築主事等に送付する。

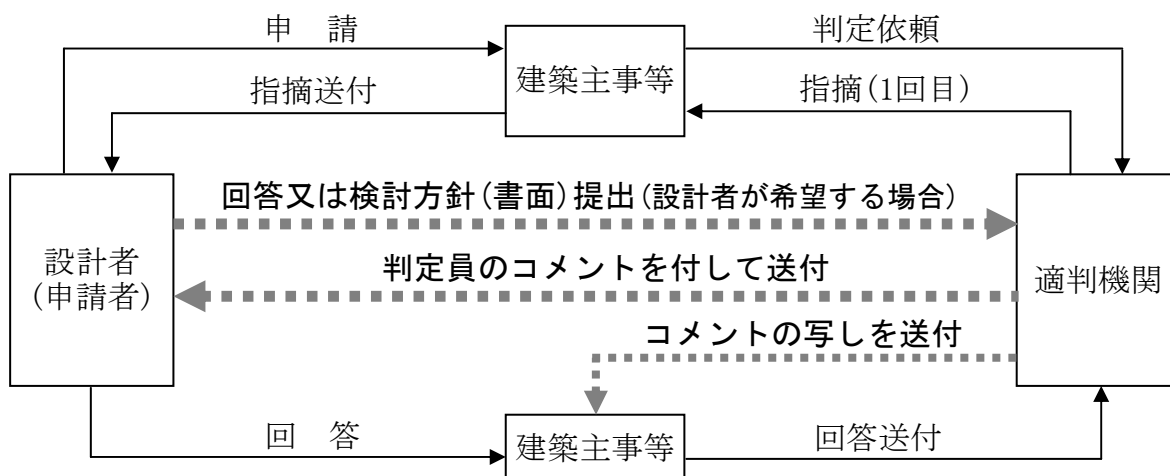
③指摘事項等に対する書面での内容確認(※1)への対応及び、適判機関が必要と認めた場合(※2)のヒアリング(面談等)は実施することがある。

※1:設計者が指摘事項等を十分理解できない場合

※2:指摘事項に対する回答が的確でないものが多い場合等

【 概要図 】

.....▶ 追加説明書事前審査の流れ  
————▶ 適判制度(公式)の流れ



### 【その他注意事項】

- ・追加説明書の事前審査を希望する者は、設計者から(財)石川県建築住宅センター宛に「追加説明書事前審査依頼書」と追加説明書1部を送付すること。
- ・「追加説明書事前審査依頼書」には、設計者の連絡先を記載すること。